

計画の趣旨

- 計画の性格と役割
- ・DV防止法第2条の3の規定に基づく県の基本計画
- ・富山県民男女共同参画計画の他、子育て支援、人権、児童虐待、福祉、教育などの分野の計画との連携を図る
- ・市町村、関係機関、関係団体等の主体的な参画と、県と連携した積極的な取組みを期待
- ・県民に対して、計画の推進について理解と協力を期待

富山県の現状と課題

令和元年度男女間における暴力に関する調査の概要

- 夫婦間等における暴力(DV)行為に対する意識
精神的暴力が夫婦間でも暴力との認識 ⇒ 4~5割程度
- 身近な暴力被害への対応
「加害者に暴力をやめるように話した」⇒ 前回から10.4%減少
- 配偶者等からの被害経験
25.6% ⇒ 4人に一人は被害経験者
- DV被害者が加害者と別れなかった理由
女性 ⇒ 「子どもがいる(妊娠した)から、子どものことを考えたから」、「経済的な不安があったから」が大多数
- 配偶者等への加害経験
23.0% ⇒ 4~5人に一人は加害経験者
- 加害の理由
「つい、カッとなってやってしまった」⇒ 42.3%
「相手がそざされても仕方のないようなことをした」⇒ 38.6%
- 面前DVの認知
「知らない」(51.6%)が「知っている」(46.3%)より多い
- 交際相手からの被害経験
14.4% ⇒ 7人に一人は被害経験者

第1回部会での主な委員意見

- 精神的、経済的、性的暴力がDVであるとの認識がまだ低い
- 親へのしつけを含めた子育て支援によるDV予防教育が必要
- DVの未然防止の観点から若年層への人権教育は非常に重要
- 男性相談の通年開催が必要
- 性的少数者(LGBT)への対応
- まだ知られていない相談窓口の洗い出し、情報周知
- コロナ禍によりDV被害が潜在化している可能性がある
- DV被害者の保護や自立支援を担う施設の不足
- 市町村のDV相談窓口以外の職員のDV被害への理解が必要
- 配暴センターと児童相談所との個別的、具体的な連携
- 配暴センターの市町村要保護児童対策地域協議会への参画

富山県におけるDV対策の主な課題

- 1 DVの正しい理解の促進
- 2 若年層、子育て世代へのDV予防教育の実施
- 3 相談窓口の周知の強化
- 4 男性相談の充実、性的少数者に対するDV相談の実施
- 5 多様なニーズに対応した被害者の保護や自立支援体制の充実
- 6 市町村のさまざまな窓口におけるDV理解の浸透
- 7 DV対応と児童虐待対応との個別的、具体的な連携の実施

現状と課題への対応

計画の目標等

男女が互いの人権を尊重し、配偶者等からの暴力のない社会の実現

基本理念

- (1)DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること
- (2)被害者の人権や被害者本人の意思は尊重されるべきものであること
- (3)被害者の子ども等も保護・支援の対象であること
- (4)DVの防止並びに被害者の適切な保護及び自立に向けた切れ目のない支援は国、県、市町村の責務であること
- (5)施策の推進にあたっては、国、県、市町村等の関係機関と民間団体等の連携・協働が不可欠であること



計画の内容

基本目標Ⅰ

暴力の根絶を目指す社会づくりの推進

- 1 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進
- 2 若年層への教育・啓発の強化

基本目標Ⅱ

通報への適切な対応と安心して相談できる体制の整備

- 6 相談体制の充実

基本目標Ⅲ

安全な保護体制の構築

- 9 女性相談センターを中心とした保護体制の整備

基本目標Ⅳ

被害者の自立に向けた切れ目のない支援体制の強化

- 13 生活基盤確立のための支援

基本目標Ⅴ

関係機関等の連携・協働による効果的な施策実施体制の整備

- 14 地域における取組みの強化
- 15 関係機関の連携協力体制の強化
- 16 民間団体との連携・協働の充実

計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

今後の主な方策(案)

正しいDV理解の促進と予防のための教育・啓発の実施

- ・身体的暴力以外の暴力への理解促進に向けた啓発
- ・あらゆる機会をとらえたDV予防教育・啓発の実施
- ・面前DVの認知の向上のための啓発の実施 など

SNS等を活用したDV予防教育・啓発等の実施

- ・若年層に向けたSNSによるDV予防啓発の実施

男性や性的少数者からの相談体制の整備

- ・男性相談の充実(相談回数増加)
- ・性的少数者からの相談体制の検討
- 多様な相談窓口の情報提供と周知の強化
- ・各機関の相談窓口を一体的に提供、周知を強化

多様なニーズに対応した一時保護体制の構築

- ・被害者の多様なニーズに対応するため、民間団体等との連携

被害者の子どもに対するサポートの充実

- ・子どもの心のケア、就学等への支援、安全確保

市町村におけるDV理解の啓発と相談体制強化に向けた支援

- ・DV担当窓口以外の市町村職員のDV理解を促すため、研修等への支援を検討

配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との連携の推進

- ・合同カンファレンス等による事例検討や研修の実施
- 関連する地域ネットワークとの連携協力
- ・配偶者暴力相談支援センターの市町村要保護児童対策地域協議会への参画

民間支援団体への支援の強化